

令和2年(2020年) 6月3日(水)
広島市新型コロナウイルス感染症対策本部
健康福祉局健康推進課
保健予防担当課長：平本
担当 峠、梶山
電話：504-2622 内線：4072、4074

A 社会福祉施設内の患者の陰性確認について

A社会福祉施設内の新型コロナウイルス感染症患者のうち、4名が国の定めた退院基準^{*}を満たしたのでお知らせします。

なお、これにより、同施設において新型コロナウイルスに感染された方は全て陰性となりました。

1 患者概要

区分	年代	性別	属性
71例目患者	20歳代	男	入所者
78例目患者	40歳代	男	入所者
79例目患者	40歳代	女	入所者
80例目患者	20歳代	男	入所者

2 今後の対応

退院基準を満たした後であっても、その後に再度新型コロナウイルスPCR検査陽性となる方が確認されるという事例があったことから、施設管理者等に対し、健康管理に留意するとともに、医師による診察が必要と考えられる事情が生じた場合は、必ず保健センターの相談窓口へ連絡を取るよう要請した。

※ 退院基準について

軽快後、24時間後にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後24時間以降に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

なお、令和2年5月29日付けで退院基準が以下のとおり改正されたが、改正前から患者又は無症状病原体保有者として入院している者については、従前の退院基準のとおり取り扱って差し支えないとされている。

患者については、原則として次の①に該当した場合に退院可とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えない。

- ① 発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ② 発症日から10日経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認されたら、前回検体採取後24時間以降に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認された場合
- 無症状病原体保有者については、陽性確定に係る検体を採取した日から14日間経過した場合